

第19回びわこ東海道景観協議会 議事要旨

■日時：

令和7年1月14日（水）15時～16時

■場所：

大津市役所 本館4階 第4委員会室

■出席委員：

藤本委員（会長）、壽崎委員（副会長）、柿本委員、村上委員、和田委員、中山委員、山田委員、馬場委員、安土委員、北村技監（オブザーバー）

■欠席委員：

宮本委員、武田委員、内田委員、宇野委員、木村委員

■事務局：

大津市都市計画課、草津市都市計画課

■傍聴者：

1名

1. 開会

藤本会長挨拶

2. 議事概要

主な意見及び質疑は以下のとおり。

議事（1）びわこ東海道屋外広告物ガイドラインの運用状況について

（2）令和7年度 大津草津連携の実績報告について

（1）びわこ東海道屋外広告物ガイドラインの運用状況について

<会長>

周知を含めてなかなか厳しい状況であると思うが、ガイドラインに適合した看板について、もともと

の看板は、現在の倍ぐらいの高さであったのか。

<事務局>

そうです。

<会長>

遠景、中景程度で引いてみると、コンビニであることから視認性はいいのではないかと思う。

(2) 令和7年度 大津草津連携の実績報告について

<会長>

東海道統一案内看板もだいぶ増えてきたように感じる。リーフレットを見て疑問に思ったことであるが、東海道統一案内看板に色の基準はあるのか。

<事務局>

色彩の基準は定められていない。景観づくりチャレンジ隊で参加者にべんがら塗り体験をしていただいた後、滋賀県建築士会の方で仕上げの塗装をしていただいている。べんがらの色が出るようにしている。

———— 以下、(1)・(2)を通じての各委員の意見等 ———

<委員>

大津市と草津市の連携の景観形成について、景観づくりチャレンジ隊や東海道統一案内看板は小さなことであるが、時間をかけながら大津と草津が連携して行っていくことが大切であると思う。また、屋外広告物ガイドラインは、看板は目立つものであるということと相反するものではあるが、1件しか適合していないと捉えるのではなく、1件適合があったとプラスに捉えていって欲しい。

<会長>

同じ事象でもプラスに捉えることは大切なことである。広告物の件について、基準に適合しなかった業者に対して、どうして適合出来なかったか等ヒアリングは行っているのか。

<事務局>

様々な事業者から、彩度の基準や県道18号においては高さの基準が厳しすぎるといった意見がある。また、改修するのにも費用がかかり、補助金等がない為、急に言われても難しいという意見もある。

東海道のまちなみが綺麗なところでは、一定の理解を得ていることから、時間をかけて関係事業者に周知、理解していくただければと考えている。

<会長>

事業者等の意見を取りまとめ、細かく情報の蓄積をしていってもらいたい。

<委員>

東海道統一案内看板の手引きに、看板に対する文字の大きさ等、細かく規定されているが、リーフレットの設置事例を見ていると、規定から外れているものもあるのではないかと感じた。

<事務局>

景観づくりチャレンジ隊で作成しているものは、成安造形大学の教授に監修いただいているものであるため、規定からは外れていない。

また、ご指摘いただいた東海道統一案内看板は、膳所商店街が作成したものであるが、板面の文字については、膳所高校の書道部に書いていただいたものである。手引きのアスペクト比とは異なるが地元の方が自発的に作成いただいたものであるので、リーフレットに東海道統一案内看板として掲載している。

<委員>

屋外広告物ガイドライン推奨ルールや適合事例について、周知できる仕組みがあればいいと思う。
チェーン店等であれば事業者に周知をすれば、横展開も可能ではないか。

<委員>

景観づくりチャレンジ隊については、滋賀県建築士会として携わって10年余りとなるが、大津市、草津市を中心に数が増えてきて喜ばしいことであり、継続していくことが大切であると思う。

屋外広告物ガイドラインは、1件でも適合事例があったということは良いことで、これからも周知に力を入れていっていただければと思う。

<委員>

屋外広告物ガイドラインについて、申請件数が60件程度に対し、適合件数1件が現状であるが、適合した広告物はなぜ適合できたのか、不適合であったのは、どの部分が適合できなかったのか、また、どの部分がネックになったのか等、事業者とのやり取りといったデータの蓄積が、この先、見直しのタイミングの時に必要になってくるのではないか。

<委員>

事業者からのヒアリングのデータがあれば、広告主に対して寄り添った提案ができるのではないかと考えている。彩度の件は、広告主の方では彩度の数値がわからないということもあるので、滋賀県広告共同組合の方で測定器を貸し出す等の対応をしていきたい。

東海道統一案内看板について、36の自治体にPR事業の資料を送付したということだが、何かレスポンスはあったのか。

<事務局>

箱根町から1件あった。

<委員>

大津・草津から始まったこの取り組みをどのようにして、東や西に広めていくのか、ということが今後の課題であると思うが、こういった取り組みを継続していって欲しい。

<委員>

景観については、一朝一夕にすぐ変わっていくものではなく、粘り強く対応していくことが大切であると考えている。そのなかで、東海道統一案内看板を特に県内で普及していければいいと考えている。

<委員>

滋賀県建築士会と大津市、草津市が協働した取り組みが10年余り続いているという話を聞き、複数の自治体で琵琶湖、東海道を介して連携していくことは重要なことであると思う。

屋外広告物ガイドラインは、運用開始からまだ半年ということであるが、大津市で34件申請のうち適合1件、草津市で申請27件で適合0件とあるように、事業者としては急に言われても、という部分があるのではと思う。

広告事業者に相談するよりも前の段階のポイントは何かないかと考えていたが、実際に可能かを別として、例えば不動産業者の重要事項説明の中等に盛り込めたらいいのでは、また、広告主よりも前に皆さんに知ってもらう仕組みがあればと思った。

<会長>

既存の広告物に対しては改修等もあり難しいかもしれないが、新たに設置する事業者に対しては響く可能性もある。京都の先斗町のように地元の人が本気となった結果、京都市の屋外広告物の規制に適合していったように、大津市、草津市においても、地元の大きな団体、商店街等を通じ、地元の人を巻き込んだ取り組みをしていければ、屋外広告物ガイドラインの適合件数も増加していくのではないか。

<副会長>

屋外広告物の適合事例、やはり難しいのかと思って見ていて。何があったら適合するように変えてもらえて、何が適合するのが難しいなど、見直す場合であっても、基準に対する感覚がわからないため、見直すための根拠となるようなデータを取っていって欲しい。もちろん現在の屋外広告物ガイドラインを守ってもらうことが前提となるが、どうしても無理な場合、データがない場合、どこを緩和すればいいのかという根拠が無く、議論が難しい。

また、事務局が資料で示した申請件数は、新規と既存の合計であると思うが、新規と既存が分けて集計してもらえばいいのではないか。

東海道統一案内看板をより普及させていくためには、実際に歩いている人の反響が重要となってくる。SNSを活用できれば、お金を使わずにアピールができるのではと思った。

<会長>

事務局が示した申請件数は、新規と継続といったデータはあるのか。

<事務局：大津市>

大津市では、34件中8件が新規、11件が変更、15件が継続となっている。ただし、新規8件のうち、事前相談の有り・無しについては集計できていない。来年度以降、見直しが必要となるのであれば、事業者等からの意見聴取は必要となってくると思う。

<事務局：草津市>

草津市において、事業者何社かに意見聴取を実施した。屋外広告物ガイドラインは規制が厳しいという意見があつたが、新規の場合であれば対応しやすいのでは、という意見があった。また、インセンティブがあれば、広告主に対しての説明がしやすく、検討を促せるのではとの意見もあった。

大津市の方で1件適合事例があつたが、適合事例を大津市・草津市の両市のHPで掲載するというのも、インセンティブの1つとなるとの意見もあつた。

今後は事業者等からの意見を聴取し、このような場で報告したい。

<会長>

今後は大津市・草津市の統一のフォーマットを作成し、データ収集をしていって欲しい。

— 終了 —